



2015年9月1日

各位

本店所在地 東京都千代田区麹町2丁目4番地
会社名 そーせいグループ株式会社
(コード番号4565 東証マザーズ)
代表者 代表執行役社長 CEO 田村真一
問い合わせ先 執行役副社長 CFO 虎見英俊
電話番号 03-5210-3290 (代表)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。今回の新株式発行による調達資金は、Heptares社の株式を取得した際に借り入れた資金(200億円)の返済およびHeptares社の研究開発投資のための資金に充当する予定であり、資金調達後の借入金残額が約100億円になる予定です。

なお、この他に、みずほ銀行が引受とする期間5年のシンジケートローンを組成し、当該借入金の返済に充当する予定です。シンジケートローンの詳細については、組成次第、改めてお知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、グローバルに医薬品開発に取り組む日本発のバイオ医薬品企業です。当社のビジネスモデルの根幹にあるのは、独自の基盤技術に基づく革新的な新規医薬品の研究開発・販売提携等を通じて世界中の患者さんに貢献するという理念です。

当社は、2015年2月にHeptares Therapeutics Ltd. (ヘプタレス・セラピューティクス、英国ハートフォードシャー州、以下「Heptares社」)の全株式を取得し、連結子会社と致しました。2007年に設立されたHeptares社は、医薬品ターゲットとして期待の大きいGタンパク質共役受容体(GPCR)に作用する薬剤を創出する、世界で最も進んだ独自の技術(StaR®技術)を持つバイオ企業です。同社は既に複数の著名な製薬企業との創薬共同研究契約を締結しており、当社の連結子会社になった以降も、Regeneron Pharmaceuticals Inc.との新規抗GPCR抗体医薬品の開発を目的とした研究開発提携や、AstraZeneca plcとの複数のがん種を標的とするがん免疫療法開発での提携など、着実に成果をあげています。

一方で、当社グループは2005年4月にノバルティス社に、慢性閉塞性肺疾患治療薬のNVA237(製品名:シーブリ®ブリーズヘラー**、以下、「シーブリ」)及びシーブリを含有するQVA149(製品名:ウルティブロ®ブリーズヘラー**、以下、「ウルティブロ」)の全世界の独占的開発・販売権を導出しており、両剤の開発に係るマイルストーン収入の他、全世界の売上に対するロイヤリティを受領できることになっています。

Heptares社の連結子会社化により、当社グループは革新的な基盤技術とFirst-in-class及びBest-in-classの可能性を有する多数のパイプラインを獲得しました。シーブリ、ウルティブロにより実現した安定的な収益基盤に、Heptares社の技術・パイプラインが加わることで、当社グループは「日本発の先進的グローバルバイオ企業」へと着実に歩を進めています。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

今回の新株式発行により、負債が圧縮され、自己資本の増加に伴い当社の財務の健全性が大きく向上します。また、みずほ銀行から5年間の長期借入の確約を得たことは当社の信用力を向上させるものであり、今後の当社の資金調達力の向上につながるものと考えております。

今回の資金調達手法を決定する上では、株式希薄化の影響を最大限抑えるべくあらゆる方法を検討致しました。長期借入を増やすと株式の希薄化を防げる等短期的なメリットがある反面、金利が高みキャッシュフローへの負担が大きくなって、研究開発に十分な予算が割けなくなり今後の成長の足枷となります。従って、将来の企業価値成長の源泉である研究開発に柔軟に投資するためのキャッシュフローを確保することと、株式希薄化の影響を抑えることを両立させる最善の策として、新株式発行と長期借入という2つを組み合わせる方法を決断致しました。

当社グループの中長期戦略の実現のためには、今後の収益の柱となる Heptares 社における研究開発活動の強化をはじめとして、パイプラインの更なる拡充やグローバルな開発力の一層の強化が必要と考えております。当社は、今回の新株式発行および長期借入により向上する資金調達力を活用し、今後も積極的な戦略投資を行い、更なる中長期的な企業価値の向上を目指して参ります。

* 「ウルティプロ」、「シーブリ」、および「ブリーズヘラー」はノバルティス社の登録商標です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①及び②の合計による当社普通株式 2,282,500株
①下記(4)に記載の一般募集の引受人の買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,200,000株
②下記(4)に記載の一般募集のうち海外投資家に対する販売に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 82,500株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年9月9日(水)から平成27年9月14日(月)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
募集株式の一部は、引受人の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」という。）されることがある。また海外販売に関して、引受人に上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年9月16日(水)から平成27年9月24日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長CEO 田村 真一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 247,500 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から247,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長CEO 田村 眞一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 247,500 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成27年9月25日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成27年9月28日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役社長CEO 田村 眞一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から247,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、247,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年9月1日（火）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式247,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年9月28日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年9月18日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 13,797,000株 (平成27年9月1日現在)
- (2) 公募増資による増加株式数 2,282,500株 (注)1.
- (3) 公募増資後の発行済株式総数 16,079,500株 (注)1.
- (4) 第三者割当増資による増加株式数 247,500株 (注)2.
- (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 16,327,000株 (注)2.

(注) 1. 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)②に記載の権利全部を引受人が行使した場合の数字です。

2. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 12,755,000,000円について、平成27年9月末までに100億円をHeptares社買収に伴う短期借入金200億円の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、Heptares社の買収及び同社の詳細に関しましては、平成27年2月23日付で関東財務局長に提出した臨時報告書(平成27年2月27日付及び平成27年9月1日付で関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を含む。)をご参照下さい。

また、残額については平成29年3月末までにHeptares社の独自開発のStaR[®]技術(注)によるGタンパク質共役受容体(GPCR)の構造解析や初期リード化合物の創出及び候補品化合物の研究開発投融資資金に充当する予定です。

なお、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

(注) 熱力学的に安定化したGPCRを作成することができる世界初の技術です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達は、上記(1)記載のとおり充当することにより、当社グループの財務の健全性及び企業価値の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループが行う医薬品の開発には多額の先行投資と長期に亘る開発期間が必要となりますが、安定した収益の確保と事業の成長を実現するためには、常にパイプライン(開発品群)の拡充を積極的に推進することが重要となります。

当社グループでは、「シーブリ」、「ウルティプロ」等により安定した収益を獲得することができましたが、今後の経営成績及び財政状態並びに事業成長に向けた戦略投資等の状況と株主の皆様に対する利益配分とのバランスを総合的に勘案して利益還元策を判断する所存です。

また、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることを定款で定めています。なお、期末配当の基準日は毎年3月31日とし、中間配当の基準日は毎年9月30日としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、医薬品の開発のための先行投資資金に充当してまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
基本的1株当たり当期利益	79.97円	126.65円	41.30円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	— (—)	— (—)	10.00円 (—)
実績連結配当性向	—	—	24.2%
親会社所有者帰属持分当期利益率	12.9%	13.7%	3.9%
親会社所有者帰属持分配当率	—	—	0.9%

- (注) 1. 上記の数値は国際会計基準に基づいています。
 2. 平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、平成25年3月期の数値を算出しています。
 3. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
 4. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。なお、平成25年3月期及び平成26年3月期については、無配のため記載していません。
 5. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分(期首と期末の平均)で除した数値です。
 6. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社の所有者に帰属する持分(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、平成25年3月期及び平成26年3月期については、無配のため記載していません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプションを発行しており、内容は以下の通りです。なお、今回の一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数(16,327,000株)に対する下記の交付株式残数合計の比率は1.27%となる見込みです。

(注) 下記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

(平成27年9月1日現在)

取締役会決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成18年7月17日	15,000株	2,354円	1,177円	自平成21年6月24日 至平成28年6月23日
	6,400株	2,354円	1,178円	
平成19年7月17日	15,700株	2,059円	1,030円	自平成22年7月18日 至平成29年7月17日
	43,600株	2,059円	1,030円	
平成22年9月6日	15,000株	696円	348円	自平成24年9月7日 至平成32年9月6日
	74,500株	696円	348円	
	33,000株	696円	349円	
	4,000株	696円	349円	

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式発行

払込期日	平成26年3月11日（火）
調達資金の額	4,190,652,600円
発行価額	2,638.95円
募集時における発行済株式数	11,968,100株
当該募集による発行株式数	1,588,000株
募集後における発行済株式数	13,556,100株
発行時における当初の資金使途	医薬品の研究開発費、再生医療分野への投資資金及び製剤の製造設備への設備投資資金
発行時における支出予定時期	平成26年4月から平成28年3月まで
現時点における充当状況	上記支出予定時期に計画通り充当しております。

・第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当）

払込期日	平成26年3月26日（水）
調達資金の額	509,581,245円
発行価額	2,638.95円
募集時における発行済株式数	13,556,100株
当該募集による発行株式数	193,100株
募集後における発行済株式数	13,749,200株
発行時における当初の資金使途	医薬品の研究開発費、再生医療分野への投資資金及び製剤の製造設備への設備投資資金
発行時における支出予定時期	平成26年4月から平成28年3月まで
現時点における充当状況	上記支出予定時期に計画通り充当しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	118,400円 □3,320円	3,210円	2,640円	3,055円
高 値	370,500円 □3,410円	6,100円	6,000円	8,780円
安 値	95,000円 □3,180円	2,300円	1,854円	2,882円
終 値	335,000円 □3,280円	2,643円	3,025円	5,130円
株価収益率	41.02倍	20.87倍	73.24倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。
 2. 当社は平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っていません。平成25年3月期における□印は株式分割による権利落ち後の株価です。
 3. 平成28年3月期の株価等については、平成27年8月31日（月）現在で記載しています。
 4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を国際会計基準における当該決算期の基本的1株当たり当期利益金額で除した数値です。また、平成28年3月期については未確定のため記載していません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。

- ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である田村眞一は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を合意しています。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び当該新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しています。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集を行うことを予定しておりません。